

○法務省所管請負工事成績評定要領の制定について(依命通達)

(平成24年1月16日施第96号施設課長依命通達，所管各庁の長あて)
(除く，法務総合研究所，公安審査委員会，公安調査事務所，公安調査庁研修所)

改正 令元.11. 8施1107
令 3. 3.15施 402

法務省所管工事取扱規程（平成元年法務省営訓第436号大臣訓令）第22条第1項及び同22条の3に基づき法務省所管請負工事成績評定要領を別添のとおり制定し，平成24年4月1日以降に完成する工事から適用することとしますので，事務処理に当たっては，その適正な運用に遺漏のないように願います。

なお，平成19年12月21日付け法務省施第1919号施設課長依命通達「法務省所管請負工事成績評定要領の制定について」及び平成19年12月21日付け法務省施第1920号施設課長依命通達「法務省所管請負工事成績評定通知実施要領の制定について」は，平成24年3月31日をもって廃止します。

別添

法務省所管請負工事成績評定要領

(目的)

- 1 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第6条に基づき、法務省が所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、適切な評定の実施を図ることを目的とする。

(評定の対象)

- 2 評定は、請負代金の総額(当初工事、変更工事及び追加工事の請負代金額を合算した額。以下同じ。)が500万円以上の工事について行わなければならない。

ただし、都市ガス工事又は電気、電話若しくは上下水道の引き込み工事、その他これに準ずる工事については、適用しない。

(評定の内容)

- 3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行う。

(評定者)

- 4 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、監督職員及び技術検査職員(法務省所管請負工事技術検査要領5項に規定する技術検査職員をいう。)とし、監督職員は、技術評価職員及び総括技術評価職員として評定する。

評定者となる監督職員又は技術検査職員が複数存在する場合においては、協議の上、評定者を定める。

(評定の方法)

- 5 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに行い、評定の方法は次のとおりとする。

(1) 評定は工事成績採点表(別記様式第1)、細目別評定点採点表(別記様式第2)、審査項目別運用表(公共建築工事)(別紙1)及び「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)(別紙2)により行う。

(2) 評定点の算出は、採点基準(別紙3)に基づいて行う。

(評定の時期)

- 6 技術検査職員である評定者は、技術検査を実施したとき、監督職員である評定者は、工事が完成したとき、それぞれ評定を行わなければならない。

(工事成績評定書等)

- 7 評定者は、工事が完成したときは、遅滞なく、工事成績評定書（別記様式第3）を作成した上、会計事務管理者又は法務省大臣官房施設課長（以下「会計事務管理者等」という。）に報告しなければならない。

報告を受けた会計事務管理者等は、遅滞なく、工事成績評定書を法務大臣に提出しなければならない。9項の規定により工事成績の評定を修正したときも同様とする。

（評定の結果の通知）

- 8 会計事務管理者等は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく、請負者に対して工事成績評定の結果を工事成績評定通知書（別記様式4）により通知しなければならない。次項の規定により工事成績の評定を修正したときも同様とする。

（評定の修正）

- 9 会計事務管理者等は、前項の通知をした後、法務省所管工事取扱規程（平成元年法務省営訓第436号大臣訓令）第22条の2に規定する工事成績評定の修正のほか、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

（説明請求等）

- 10 8項又は9項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、通知を行った会計事務管理者等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 11 会計事務管理者等は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（別記様式第5）により回答しなければならない。

なお、会計事務管理者等は、回答に際し必要がある場合は、法務省工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

- 12 前項の法務省工事成績評定評価委員会は、施設課長が設置する。

（再説明請求等）

- 13 11項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により、会計事務管理者等に対して、再説明を求めることができる。

- 14 会計事務管理者等は、前項による再説明を求められたときは、法務省工事成績評定審査委員会に審議を求め、その審議結果に基づいて、工事成績評定に係る再説明書（別記様式第6）により回答しなければならない。

- 15 前項の法務省工事成績評定審査委員会は, 中立かつ公正な審査を行うため, 学識経験者により構成するものとし, 施設課長が設置する。

別記様式第2

細目別評定点採点表

項目	細別	①技術評価職員	②総括技術評価職員	③(この欄は既済検査時等に使用する。)	③(この欄は既済検査時等に使用する。)	④技術検査職員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	%
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13点	%
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	%
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	%
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	%
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	%
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	%
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
評定点合計							100点	

※ 既済部分等(中間)検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点(既済、中間が2回以上の場合③を平均する。)

※ 既済部分等(中間)検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工 事 成 績 評 定 書

文 書 番 号
令和〇〇年〇月〇日

法 務 大 臣 殿		会計事務管理者等	
会計事務管理者等 殿		令和〇〇年〇月〇日 (部署名を記入)	
工事名			
契約金額		当初: 最終:	
工 期		当初: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 最終: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
完成年月日			
完成技術検査年月日			
既済部分技術検査年月日		第1回: 令和 年 月 日 第2回: 令和 年 月 日 第3回: 令和 年 月 日	
中間技術検査年月日		第1回: 令和 年 月 日 第2回: 令和 年 月 日 第3回: 令和 年 月 日	
受注者氏名			
現場代理人氏名			
主任・監理技術者氏名			
総括技術評価職員所属・氏名			
技術評価職員所属・氏名			
完成技術検査職員所属・氏名			
(一部完成技術検査職員所属・氏名)			
(既済部分技術検査職員所属・氏名)			
(中間技術検査職員所属・氏名)			
①技術評価職員評定点		点	
②総括技術評価職員評定点		点	
③既済部分等中間技術検査職員評定点		点	
④完成技術検査職員評定点		点	
⑤法令遵守等		点	
⑥評定点合計		点	
会計事務管理者等所属・氏名			
修正評定点		点	
修正評定点合計		点	

注

1 評定点合計 既済部分、中間技術検査がなかった場合: ⑥ = (①×0.4+②×0.2+④×0.4) - ⑤
既済部分、中間技術検査があった場合: ⑥ = (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) - ⑤
既済部分、中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

2 技術評価職員、総括技術評価職員、技術検査職員の評定点は小数第1位までとする。

3 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

4 ⑤法令遵守等は、完成検査時に総括技術評価職員が記入する。(既済・完済・中間技術検査時を除く。)

5 空欄部分は、一部完成、既済部分検査及び中間技術検査の評定に使用する。

考査項目別運用表(公共建築工事)

基本事項

- 1 別記様式第1「工事成績採点表」(仮称)のa～e評価を行うために使用する。
- 2 原則として記載された各評価項目を使用する。
- 3 「解説」部分は制定の対象としない。
- 4 集計表及び考査項目別運用表の各セルに入力された式は変更しないこと。

工事成績評定表(集計用)

工 事 名				
受 注 者 名				
契 約 金 額				
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
完成年月日	令和 年 月 日			
技術評価職員氏名				
総括技術評価職員氏名				
技術検査職員氏名				
考 査 項 目		技術評価		技術検査
項 目	細 別	技術評価職員	総括技術評価職員	技術検査職員
1.施工体制	I.施工体制一般			
	II.配置技術者			
2.施工状況	I.施 工 管 理			
	II.工 程 管 理			
	III.安 全 対 策			
	IV.対 外 関 係			
3.出来形及び 出来ばえ	I.出 来 形			
	II.品 質			
	III.出 来 ば え			
4.工事特性	I.施工条件等への対応			
5.創意工夫	I.創 意 工 夫			
6.社会性等	I.地域への貢献等			
加減点合計(1+2+3+4+5+6)				
評定点(65±加減点合計)				
評 定 点 計				
7. 法令遵守等 1. 指名停止3ヶ月以上 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満 5. 文書注意 6. 口頭注意 7. 軽微な事故(措置無しとした) 8. 総合評価落札方式において提案を満足で きなかった				
評 定 点 合 計				
所 見				

1. 施工体制	I. 施工体制一般	対象	評価対象項目
		☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
	評価＝	項	項目 %

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)	☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人／監理技術者／主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a:配置技術者として優れている。 b:配置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。 e:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 ... b 該当項目が60%以上80%未満 ... c 該当項目が60%未満 d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数／対象評価項目数) × 100		
	評価＝	項	項目 %

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I .施工管理	☐ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ☐ ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑰その他 理由:	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:施工管理が優れている。 b:施工管理が良好である。 c:施工管理が適切である。 d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満..... c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	☐ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他 理由：	☐ (減点)該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a:安全対策が優れている。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満…… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満…… c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	☐ ☐ ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ② 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤ 近隣住民(入居官署等を含む) 対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑧ その他 理由:	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満..... c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I .出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ⑥出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑨その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上…………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満…… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満…… c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
該当項目が60%未満…………… d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由:	
	工事比率		
	1.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満..... c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由：
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
	0.00		
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事	☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由：	
	工事比率		
	0.00		
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。	
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・ a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・ b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満・・・ c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満・・・ d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	------

(創意1/2)

考查項目・細別		評価対象項目	
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由：	
		詳細評価内容：	
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由：	
		詳細評価内容：	
		■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由：
			詳細評価内容：

考査項目・細別	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係 ☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■施工管理関係 ☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■その他 ＜新技術活用＞※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目評価に当たっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数:)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 ＜その他＞ ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
(最大 7点)	
評 点 計 = 点	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1, 2, 3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括技術評価職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」＜新技術活用＞の項目に追加で加点できるものとする。

1	2	3	4
1. 施工体制	I. 施工体制一般	対象	評価対象項目
			☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 施工体制台帳及び施工体系図を適切に作成している工事は評価し、作成の必要があるのにしていない場合は空白のままとする。下請金額総額3,000万円(建築一式4,500万円)未満の工事は施工計画書等による確認が出来れば評価する。
			☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 品質を管理するための体制(計画、検査、記録等)が明確になっている工事は評価する。
			☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 安全を管理するための体制が明確になっている場合は評価する。
			☐ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 施工体制台帳及び施工体系図又は施工計画書等による施工体制に関する記載の内容と現場が一致している場合は評価する。
			☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 人員・機械配置が不適切で、工程の遅れが見られた場合のみ空白「□」とし、それ以外の場合は評価する。
			☐ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 建退共の趣旨が下請業者等に適切に説明され、建退共の対象者の有無が確認できていて、証紙の管理が適切に行われている場合又は下請業者等が他の退職金制度に加入しているなど証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた場合は評価する。建退共の趣旨の説明を行わず、対象者の有無が確認できない場合及び対象者がいるのに配布していない場合、建退共の対象者がいないのに証紙を購入したのみの場合は空白のままとする。
			☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 下請の作業成果(出来形等)に対して、元請け自ら確認し、検査をしている場合は評価する。
			☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 元請が本・支店と現場間で、定例会議や店社パトロールを実施しており支援体制が整っていると認められる場合は評価する。
		□	☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 「施工プロセス」の「I. 施工体制一般」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白のままとする。
		□	☐ ⑩その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

1	2	3	4
1. 施工体制	II. 配置技術者	対象	評価対象項目
			☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 工事内容を把握しており、監督職員との打合せ、段階検査等の対応が適切であれば評価する。
			☐ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 通知、報告、申出等が書面で行われていれば評価する。(メール等の補助手段は、監督職員が書面扱いと認めた場合のみ適用する。)
			☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 理解度が悪い場合のみ空白「□」とし、よく理解していれば評価する。
			☐ ④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 照査を実施していることを確認できた場合は評価する。照査が実施されなかった事により手戻りが生じた場合のみ空白のままとする。
			☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 見やすく整理されていれば評価する。
			☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 受注者の責による苦情、事故、手戻り等があった場合のみ空白のままとし、それ以外は評価する。
		□	☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 選任が必要な工事で、通知書等が提出され、現場で確認できれば評価する。配置を要しない現場の場合は、対象欄を空白のままとする。→※1
		□	☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 作業主任者を配置しなければならない現場は、施工計画書等に作業の種類及び氏名が記載されており、作業主任者本人に資格者証の提示を求め、確認できれば評価する。配置を要しない現場の場合は、対象欄を空白のままとする。→※2
			☐ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 手戻り、手直し(簡易なものを除く。)があれば空白のままとし、技術上の管理が適切に行われている場合は評価する。
			☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 下請の有無にかかわらず、施工状況を把握していることが確認出来れば評価する。部下等とは、現場職員の他に下請業者を含む。
			☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 施工等に伴う創意工夫又は提案を行う等、施工性、品質向上のための努力・姿勢があれば評価する。品質等が向上したのであれば、別に「5. 創意工夫」でも評価できる。
		□	☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 「施工プロセス」の「II. 配置技術者」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白のままとする。
		□	☐ ⑬その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

1	2	3	4
2. 施工状況	I. 施工管理	対象	評価対象項目
			☐ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 設計図書通りに施工できない事実を発見した場合は、工事打合せ簿等を作成し、発注者(監督職員を含む。)との協議により、現場変更または契約変更を適切に行っていれば評価する(又は現場変更等がなくても照査が適切に行われていた場合も評価する。)。
			☐ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 施工計画書が工事着手前に提出されている場合は、評価し、提出以前に次工程に進んでいる場合は空白のままとする。

			☐ ③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			施工計画書が、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている場合は、評価し、記載不足や間違いが多い場合は空白のままとする。
			☐ ④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			施工計画書等に出来形・品質確保のために確認する項目、検査時期、チェック表、工夫等が記載されている場合は評価する。
			☐ ⑤ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			施工計画書に記載された品質管理のための記載内容が、現場に反映されていれば評価する。
			☐ ⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			関連工事及び現場状況と調整された施工図が、遅滞なく作成されていれば評価する。
			☐ ⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			工事記録(工事打合せ簿、工事写真、材料搬入、施工報告、施工記録、試験記録等及び監督職員が指示したもの)が適時、的確に行われている場合は、評価する。
			☐ ⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			施工計画書の記載内容が施工方法と一致していれば評価する。
			☐ ⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			施工報告書での報告が適時行われ、出来形及び品質管理が適切であれば評価する。
			☐ ⑩ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			場内の整理整頓の状態を観察し、判断する。
			☐ ⑪ 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。
			材料・機材の承諾図が事前に提出され、必要な時に必要な量を手配及び搬入しており、用途に合った適切な使用をし、搬入から引き渡しまでの管理状況が良ければ評価する。
			☐ ⑫ 社内検査が計画的に行われている。
			適切な資格を持った社内検査員により適時、現場の検査が行われていれば評価する。
			☐ ⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
			自社独自のチェックリスト等の管理基準やマニュアルを用いて、現場管理が日常的に行われていれば評価する。
			☐ ☐ ⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			主要な建設機械に低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械を使用していれば評価する。重機等を使用しない場合または供給者側の問題で調達できない場合等で監督職員に事前に報告があった場合は対象欄を空白のままとする。
			☐ ⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
契約図書に則り、建設廃棄物、残土等の処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば評価する。一般廃棄物(飲料空き缶、弁当がら等)については、現場の日常的な整理整頓で考査する。			
☐ ☐ ⑯ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
「施工プロセス」の「Ⅰ. 施工管理」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白のままとする。			
☐ ☐ ⑰ その他			
その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
理由:			

※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 工事着手前に実施工程表(工期全体の工程表)が提出されており、関連工事との調整が適切に行われていれば評価する。
			☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 月間・週間工程表等で工事の進捗を把握していれば評価する。
			☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 工程のフォローアップを行っている場合又は工程の遅れがなく、フォローアップが不要な場合も評価する。
			☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 変更の状況に応じて監督職員と協議し、速やかに適切に対応している場合は評価する。
			☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 各種制約(作業時間の制限、車両通行規制等)のある中、スムーズに作業が行われた場合に評価し、制約がなかった場合については対象欄を空白のままとする。
			☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 受注者の責による予定外の休日・夜間の作業がない場合は評価する。
			☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえた上、休日の確保が行われている場合は評価する。
			☐ ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 近隣住民(入居官署等を含む)に対して資料等を配布するなど工事に対する理解を求め、工程の調整を行った場合は評価する。
			☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 「施工プロセス」の「Ⅱ. 工程管理」で指摘事項があり、改善が遅い場合や指摘事項が多い場合は空白のままとする。
			☐ ⑩その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

3. 出来形及び 出来ばえ 出来ばえ	I.出来形	対象	評価対象項目
			☐ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
			設計図書等に規定された製品・機器類の形状、寸法、数量、位置の出来形が承諾図、カタログ等により確認できれば評価する。
			☐ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			施工計画書、施工図、総合図(天井図、スリーブ図等)等により、出来形(形状、寸法、位置、数量、経路等)が確認できれば評価する。
			☐ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			躯体・仕上げにおいては出来形が許容範囲内であることが確認できれば評価「レ」する。設備工事においては機器の設置位置、材料の施工寸法、電気配管配線、水配管及びダクトの経路等の適切さが確認できれば評価する。
			☐ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			施工の出来形に対する確認記録があり、内容が適切であれば評価する。
			☐ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			現場における出来形が管理記録と相違ないことが確認できれば評価する。
			☐ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
			管理基準より厳しい独自の自社管理基準で出来形管理をしていることが確認できれば評価する。
		☐	☐ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			撤去対象物の名称、数量、範囲等が関係資料により確認できれば評価する。(最低限マニフェストによる確認を行う。)
			☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
			埋設部分及び隠蔽部分等の不可視となる部分は、工事写真により確認できれば評価する。(撤去対象物を含む。)
		☐	☐ ⑨その他
			その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

3. 出来形及び出来ばえ II.品質 建築工事 工事比率 0.00	細 別	対象	評価対象項目
			☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			設計図書等に規定された材料・製品の品質が制作図、カタログ等で確認できれば評価する。
			☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。
			機材・製品の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価する。
			☐ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
			施工の各段階における品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等で確認できれば評価する。
			☐ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
			各種構造の躯体工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価する。
			☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
			内外仕上げ工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価する。
			☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真により確認できれば評価する。
			☐ ⑦その他
			その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由：

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考) 品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

3. 出来形及び出来ばえ II.品質 電気設備工事 受変電設備工事 工事比率 0.00	細 別	対象	評価対象項目
			☐ ④機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 設計図書等に規定された機材の品質が承諾図、カタログ(機器の耐震計算書を含む。)等で、確認できれば評価する。
			☐ ⑤施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価する。
			☐ ⑥品質確認記録の内容が、適切である。 機材の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価する。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 設計図書等に規定された性能及び機能(シーケンス、総合動作等)の確認方法に工夫があり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価する。
			☐ ⑧機材及び施工の品質が、良好である。 絶縁抵抗、耐電圧、動作試験等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき、適切な施工であれば評価する。
			☐ ⑨不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価する。
			☐ ⑩その他 ※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由：

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考) 品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
			設計図書等に規定された機材の品質が承諾図、カタログ(機器の耐震計算書を含む。)等で、確認できれば評価する。
			☐ ②品質確認記録の内容が、適切である。
			機材の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価する。
			☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
			施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価する。
			☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
			設計図書等に規定された性能及び機能(空調温・湿度、監視制御、風量、水量、騒音値、飲料水水质等)の確認方法に工夫があり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価する。
			☐ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。
			ダクト及び配管の試験(風量、振動、騒音、耐圧、水圧、通水等)、動作、絶縁抵抗等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき適切な施工であれば評価する。
	工事比率		☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
			埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価する。
			☐ ⑦その他
	0.00		その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由：

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考) 品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※5. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※6. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

		評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：

考査項目・細別	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係 ☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■施工管理関係 ☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
	■その他 <新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目評価に当たっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) ☐ (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 <その他> ☐ その他 理由： 詳細評価内容：
(最大 7点)	
評 点 計＝ 点	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1, 2, 3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「**■準備片付け関係**」から「**■安全衛生関係**」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「**■その他**」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

※7. 創意工夫においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に受注者から創意工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。

※8. 創意工夫は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目ではではあるが、軽微なものでも評価する。

※9. 創意工夫は「1. 施工体制」及び「2. 施工状況」においても評価対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

※10. 評価対象項目の選定及び詳細評価内容の記述は、総括監督員との協議による。

※11. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は削除(対象を空白「□」)とする。

※12. NETIS登録技術の活用は、NETIS登録技術を「施工者希望型」で試行及び活用した場合に限る。

審査項目	細 別	評価対象項目	
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ⑤その他 理由:	
		詳細評価内容:	
			a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。
	評価＝	評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑥その他 理由:	
		詳細評価内容:	
			a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。
	評価＝	評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥その他 理由:	
		詳細評価内容:	
			a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。
	評価＝	評価選択 ☐ a ☐ a' ☐ b ☐ b' ☐ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。	

※1. 総括技術評価職員は、技術評価職員の意見を参考に総合的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。

(特性1/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:)
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:)
		[評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	詳細評価内容:	
評 点 = 点		
■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:)	
	[評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事	
詳細評価内容:		
評 点 = 点		

(特性2/3)

審査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	詳細評価内容:	
	評 点 = 点	

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他(理由：)
(最大 20点)		詳細評価内容：
評 点 = 点	評 点 = 点	

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	●	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意
	○ - 5 点	6.口頭注意
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ 0 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
① 本審査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督職員からの文書注意、口頭注意等)は、技術評価職員は総括技術評価職員の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17.低コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が契約書(下請負人の健康保険等加入義務等)イの規定に違反していると発注者が認める場合又はロに定める特別の事情があると発注者が認めたのにもかかわらず、ロに定める期間内に書類を提出しなかった場合。(イ:第7条の2第1項ロ:第7条の2第2項) ・ 20.その他 理由:		

考査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 実施工程表、施工報告書及び施工体制書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 調整協議の資料などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 調整協議の資料などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ④配置技術者(現場代理人／監理技術者／主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 実施工程表、施工報告書及び施工体制書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ⑤その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
		理由:
		詳細評価内容:
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に、総合的に判断して評価する。
		☐ ⑥その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
		理由:
		詳細評価内容:
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 自然災害・火災時等に人的協力、物資援助等を行っていることが臨場、工事写真等により確認できる場合は、総合的に判断して評価する。
		☐ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 河川・地下水・大気汚染の防止や動植物の保護等を行っていることが臨場、工事写真等により確認できる場合は、総合的に判断して評価する。
		☐ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 仮囲いのデザイン、フラワーボックスの設置、現場事務所の配置・形状・配色等の配慮が、臨場、工事写真等により確認できる場合、総合的に判断して評価する。
		☐ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 建設業のイメージアップや現場の進捗状況周知のための掲示板、回覧板、地域集会での報告、見学会の実施等が、臨場、工事写真等により確認できる場合、総合的に判断して評価する。
		☐ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 交通安全週間、火災予防週間、地域一斉清掃、除雪、地域のお祭りへの協力等が、臨場、工事写真等により確認できる場合、総合的に判断して評価する。
		☐ ⑥その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
		理由:
		詳細評価内容:

※1. 総括技術評価官は、主任技術評価官の意見を参考に総括的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

(特性1/3)

考査項目	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:) 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
	評 点 = 点	

(特性2/3)

考査項目	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	詳細評価内容:	
	評 点 = 点	

(特性3/3)

考査項目	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他(理由:)	
(最大 20点)	詳細評価内容:	
評点計= 点	評 点= 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 技術評価職員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、技術評価職員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。

※6. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。

※7. 工事特性においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に受注者から施工の工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。

※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白「□」とする。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◎	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意
	○ - 5 点	6.口頭注意
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。 ⑥ 原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができることとする。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 16.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が契約書(下請負人の健康保険等加入義務等)の規定に違反していると発注者が認める場合又はロに定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、ロに定める期間内に書類を提出しなかった場合。(イ:第7条の2第1項ロ;第7条の2第2項) ・ 20.その他 理由:		

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ① 契約書第18条に基づく設計図書の見直し結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑫ その他 理由：	
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事	☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫その他 理由：	
	工事比率		
	1.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・ c 該当項目が50%未満・・・ d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数/対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

検査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：
	暖冷房衛生設備工事		
	機械設備工事		
	工事比率		
	0.00		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・ c 該当項目が50%未満・・・ d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	------

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事	☐	☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	☐	☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
	1.00	☐	☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		☐	☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		☐	☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		☐	☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		☐	☐ ⑧その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

検査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥その他 理由：
	電気設備工事	☐	
	受変電設備工事	☐	
	工事比率	☐	
	0.00	☐	
		☐	理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工 事 機械設備工事	☐	☐ ①きめ細やかな施工がなされている。
		☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	☐	☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	☐	☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	☐ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝	項目 %
-----------	------

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐	☐ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 設計図書通りに施工できない事実を発見した場合は、工事打合せ簿等を作成し、発注者(監督職員を含む。)との協議により、現場変更または契約変更を適切に行っていれば評価する(又は現場変更等がなくても照査が適切に行われていた場合も評価する。)。
			☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 施工計画書の内容が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている場合は評価し、記載不足や間違いが多い場合は空白のままとする。
			☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 施工計画書に出来形・品質確保のための対策、工夫等が記載され、当該工事に適合した独自の管理基準等が記載され、管理している場合は評価する。
			☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 施工計画書の記載内容が適切であり、施工方法と施工計画書が一致していれば評価する。
			☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 工事記録(工事打合せ簿、工事写真、材料搬入、施工報告、施工記録、試験記録等)が適時、的確に行われている場合は、評価する。
			☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 材料・機材の承諾図が事前に提出され、必要な時に必要な量を手配及び搬入しており、用途に合った適切な使用をし、搬入から引き渡しまでの管理状況が良ければ評価する。
			☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 施工報告書での報告が適時行われ、出来形及び品質管理が適切であれば評価する。
			☐ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 契約図書に則り、処理が適切でマニフェスト等により確認出来れば評価する。
			☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 適切な資格を持った社内検査員により適時、現場の検査が行われていれば評価する。
			☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 自社独自のチェックリスト等の管理基準やマニュアルを用いて、現場管理が日常的に行われていれば評価する。
			☐ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。 全体的に、工事の関係書類及び資料整理がよい場合は、評価する。
		☐	☐ ⑫その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 理由：

※1. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	I.出来形		☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			設計図書等に規定された製品・機器類の形状、寸法、数量、位置の出来形が承諾図、カタログ等により確認できれば評価する。
			☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			施工計画書、施工図、総合図(天井伏図、スリーブ図等)等により、確認できれば評価する。
			☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			施工計画書、施工図、総合図(天井伏図、スリーブ図等)等により、出来形の報告(形状、寸法、位置、数量、経路等)が確認できれば評価する。
			☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			施工の出来形に対する確認記録があり、内容が良好であれば評価する。
			☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
			施工報告書等で出来形の管理方法で独自に工夫した箇所が確認できる場合は評価する。
			☐ ⑥現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
			躯体・仕上げにおいては出来形が許容範囲内であることが確認できれば評価する。設備工事においては機器の設置位置、材料の施工寸法、電気配管配線、水配管及びダクトの経路等の適切さが確認できれば評価する。
			☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			全般にわたり許容値と実測値が明確に確認でき、形状及び寸法が許容範囲内でバラツキが小さい場合は評価する。
			☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
			埋設部分及び隠蔽部分等の不可視となる部分は、工事写真により確認できれば評価する。(撤去対象物を含む。)
		☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。	
		撤去対象物の名称、数量、範囲等が関係資料により確認できれば評価する。(最低限マニフェストによる確認を行う。)	
		☐ ⑩その他	
		その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。	
理由：			

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※2. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 設計図書等に規定された材料・製品の品質が制作図、カタログ等で確認できれば評価する。
			☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 施工の各段階における品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等が確認できれば評価する。
	工事比率		☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 材料・製品の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価する。
	0.00		☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 品質確認を行っている書面が整理され確認が容易であれば評価する。
			☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の品質が書面及び現地等で確認できれば評価する。
			☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 建具、ユニット等の工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法及び現地等により機能が確認できれば評価する。
			☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 各種構造の躯体工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価する。
			☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 内外仕上げ工事における施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価する。
			☐ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 その他施工の品質が施工計画書に記載された要領、管理方法等を確認できれば評価する。
			☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる材料・製品、施工の適切さが工事写真により確認できれば評価する。
			☐ ⑪中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 中間技術検査や既済検査で確認された良好な施工品質、創意工夫が完成検査時に継続して確認できれば評価する。
			☐ ⑫その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由：

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考) 品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 設計図書等に規定された機材の品質が承諾図カタログ(機器の耐震計算書を含む。)等で確認できれば評価する。
			☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価する。
	工事比率		☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価する。
	0.00		☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 品質確認を行っている記録が整理され確認が容易であれば評価する。
			☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 絶縁抵抗、耐電圧、動作試験等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき、適切であれば評価する。
			☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 施工報告書等による試験結果や検査結果等が良好で、施工が優れている場合は評価する。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 設計図書等に規定された性能及び機能(シーケンス、総合動作等)の確認方法が適切あり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価する。
			☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 設計図書等に規定された性能及び機能(シーケンス、総合動作等)の確認方法に工夫があれば評価する。
			☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価する。
			☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 中間技術検査や既済検査で確認された良好な施工品質、創意工夫が完成検査時に継続して確認できれば評価する。
			☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 運転・点検上の表示及び充電部分等の危険箇所などへの注意喚起等が明確にされていれば評価する。
			☐ ⑫その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考) 品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 設計図書等に規定された機材の品質が承諾図、カタログ(機器の耐震計算書を含む。)等で確認できれば評価する。
			☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 施工の各段階における、各種の試験や記録の内容が適切であれば評価する。
	工事比率		☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認を行っていることが書面等で確認できれば評価する。
	0.00		☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 品質確認を行っている記録が整理され確認が容易であれば評価する。
			☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 配管の試験(風量、振動、騒音、耐圧、水圧、通水等)、動作、絶縁抵抗等個々の施工に関する試験等に合格していることが試験成績書等で確認でき適切な施工であれば評価する。
			☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 施工報告書等による試験結果や検査結果等が良好で、施工が優れている場合は評価する。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 設計図書等に規定された性能及び機能(空調温・湿度、監視制御、風量、水量、騒音値、飲料水水質等、運転状態(EV)、安全装置の作動等(EV))の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していれば評価する。
			☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 設計図書等に規定された性能及び機能(空調温・湿度、監視制御、風量、水量、騒音値、飲料水水質等、運転状態(EV)、安全装置の作動等(EV))の確認方法に工夫があれば評価する。
			☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 埋設部分、隠蔽部分等の不可視部分となる機材の材質、性能、機能等の適切さが工事写真等により確認できれば評価する。
			☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 中間技術検査や既済検査で確認された良好な施工品質、創意工夫が完成検査時に継続して確認できれば評価する。
			☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 運転・点検上の表示及び回転部分や高熱部分等の危険箇所などへの注意喚起等が明確にされていれば評価する。
			☐ ⑫その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考) 品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※5. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※6. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事		☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 品質や性能を満足しているもののうち、全般的な仕上がり状態の調和を評価する。きめ細かな施工がなされていれば評価する。
			☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率		品質や性能を満足しているもののうち、関連工事(密接に関係する工事や工種をいう。)との調和が良好な場合に評価する。また、既存部分との調整が功をなし調和されていれば評価する。
	0.00		☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
			品質や性能を満足しているもののうち、利用や安全を考慮し、納まりや仕上がり状態が良好であれば評価する。
			☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
			品質や性能を満足しているもののうち、既存部分や関連工事との全般的な仕上がり状態や作動状態が良好であれば評価する。
			☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
			工事目的物の造りこみが優れており、全体的な美観が特に良好なものを評価する。
			☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
			全般的な仕上がり状態を評価する。単に納まりや仕上げの均一性、平坦性が良いだけでなく、安全性をも考慮されていれば評価する。
			☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
			予防保全に効果のある施工を施している場合、一例として、模様替えや維持清掃しやすい割付けや納まり、止水向上のため継目無しなどの工夫した施工が確認できれば評価する。また、部分改修などで、既存部分と調和を崩すことなく修繕や模様替えし易い納まりや工夫が確認できれば評価する。
			☐ ⑧その他
			その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考)出来ばえの評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 次の項目に概ね該当すれば評価し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白のままとする。 ①機材に傷、へこみ、錆等がない。②盤内、天井内配線等の整線が良く、清掃が行き届いている。③表示等(銘板、表示札、埋設標等)の取り付けにおいて、内容、箇所数、位置等が良好である。④増改設等(スペース、予備等)に対する措置が特に配慮されている。
	電気設備工事		
	受変電設備工事	☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 次のような項目に概ね該当すれば評価し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白のままとする。 ①関連工事(工種)との調整がなされており、全体的に納まり、見ばえ、使い勝手等が良い。②器具の色合いなどについて事前に調整している。③器具等の設置位置をタイル・天井目地に合わせるなどの配慮がある。④既存庁舎(色合い、取合い、保護協調等)との調整がなされ良好である
	工事比率	☐	☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 設計図書に規定された運転状態、性能が十分満足できるレベルであれば評価し、最低限の場合は空白のままとする。
	0.00		
		☐	☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 次のような項目に該当すれば評価し、対策が全く見られない場合は空白のままとする。 ①グリーン購入法の対象機材は、より環境負荷が小さいもの、またはより高効率のものを使用した。②盤内配線にEMケーブルを使用した。③受注者の提案により、リサイクル材を使用した。
		☐	☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 次の項目に概ね該当すれば評価し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白のままとする。 ①機器・配管・配線等の納まりが良く、検討不足による危険な箇所や障害物が無い。②施工上避けられない危険な箇所には、保護材や手すり、注意喚起の表示などが取り付けられている。③施設保全マニュアル、保全指導書、取扱説明書等の内容が適切である。(単に製造者の取扱説明書をファイルしたものは不可。)④運転または操作(異常・非常時を含む。)に関して、施設利用者への対応が適切である。⑤保守点検スペースが適切である。⑥点検口の位置及び数が
		☐	☐ ⑥その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考)出来ばえの評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※4. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※5. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工事		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 次のような項目に概ね該当すれば評価し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白のままとする。 ①機材に傷、へこみ、錆等がない。②保温・塗装の仕上がり良く、手直しがほとんどない。③ダクトの吊りボルト切り口を吊り金物の形鋼内に納め、形鋼の角が落としてある。④(本工事の場合)機器等のコンクリート基礎の仕上がりが良い。⑤機器名称及び配管識別表示、バルブ札等の取り付けが適切である。⑥現場の清掃が行き届いている。
			☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 次のような項目に概ね該当すれば評価し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白のままとする。 ①関連工事(工種)または既存部分との調整がなされており、全体的に納まり、見ばえ、使い勝手等が良い。②器具の色合いなどについて事前に調整している。③器具等の設置位置をタイル・天井目地に合わせるなどの配慮がある。
	工事比率	☐	☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 設計図書に規定された運転状態、性能が十分満足できるレベルであれば評価し、最低限の場合は空白のままとする。
	0.00		
		☐	☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 次のような項目に該当すれば評価し、対策が全く見られない場合は空白のままとする。 グリーン購入法の対象機材は、より環境負荷が小さいもの、または成績係数が高いものを使用した。②盤内配線にEMケーブルを使用した。③受注者の提案により、リサイクル材を使用した。
		☐	☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 次の項目に概ね該当すれば評価し、指示事項が広範囲又は多数該当する場合は空白のままとする。 ①機器・配管・ダクト等の納まりが良く、検討不足による危険な箇所や障害物が無い。②保守上避けられない危険な箇所には、保護材や手すり、注意喚起の目印などが取り付けられている。③施設保全マニュアル、保全指導書、取扱説明書等の内容が適切である。(単に製造者の取扱説明書をファイルしたものは不可。)(④運転または操作(異常・非常時を含む。))に関して、施設利用者への対応が適切である。⑤保守点検スペースが適切である。⑥点検口の位置及び数
		☐	☐ ⑥その他 その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。
			理由:

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

(参考)出来ばえの評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率＋暖冷房衛生設備工事の評価該当率(%)×暖冷房衛生設備工事の工事比率

※5. 工事比率は必ず入力(小数点以下第2位まで)を入力する。

※6. 対象欄は評価対象項目が該当しない場合は、空白のままとする。

別紙2

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)

基本事項

1. 別紙－1「審査項目別運用表(公共建築工事)」のうち、技術評価職員の評価を行うために、監督職員が現場において使用する。
2. かつこ内の文字(〇〇)は説明文である。
3. 原則として記載されたチェック項目を使用する。

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)

1. 工事名

2. 工 期

3. 受注者名

令和 年 月 日～令和 年 月 日

工事

〇〇〇〇〇〇(部署名を記入)

〇〇 〇〇(担当者名を記入)

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入する。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

検査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)										備考
			着手前	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	完成時	
1 施工体制	I 施工体制一般	○品質・安全管理体制		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業退職金共済制度	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○請負代金内訳書	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○労働保険関係成立票	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	○建設業許可標識	○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。))を添付している。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみの作業している。		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)										備考
				着手前	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	完成時 (／ □	
1 施工体制	II 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○現場代理人	現場に常駐している。 (施工中 1回／月程度)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
			監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
			配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
2 施工状況	I 施工管理		工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回／月程度)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○専門技術者の配置	施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○作業主任者の選任	専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
			作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○下受注者の把握	法務省の指名停止期間でない。 (施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○設計図書の照査等	契約書第18条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
			(着手前、施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
		○施工計画書	現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
			施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	
			記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	(／ □	

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)

調査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備考
			着手前	施 工 中					完成時	
2 施工状況	I 施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
II 工程管理	○建設副産物及び建設廃棄物	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
III 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮統切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
		・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	
IV 対外関係	○関係機関等		(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	

別紙 3

採点基準

- 1 評価は、「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）（別紙 2）を用いて、考査項目別運用表（公共建築工事）（別紙 1）に基づき、各考査項目ごとに評価の上、工事成績採点表（別記様式第 1。以下「採点表」という。）にその結果を記入する。

なお、所見欄は必ず記載する。

- 2 採点表の評定点は、細目別評定点採点表（別記様式第 2）を用いて算出する。
- 3 工事成績評定書（別記様式第 3。以下「評定書」という。）は、完成時の技術検査を実施した後、採点表に基づき作成する。
- 4 採点表及び評定書の作成は、次のとおり行う。

(1) 技術検査が完成時だけである場合

ア 技術評価職員及び総括技術評価職員は、採点表において、各考査項目ごとに加減点を採点し、加減点合計及び評定点を記入した上、記名し、これに基づき、評定書に評定点等を記入する。

なお、総括技術評価職員は、法令遵守等の評定点も記入する。

イ 技術検査職員は、採点表において、各考査項目ごとに加減点を採点し、加減点合計、評定点及び評定点合計を記入した上、記名し、これに基づき、評定書に評定点等を記入する。

(2) 上記(1)以外の場合

ア 技術評価職員及び総括技術評価職員は、完成時の技術検査を実施した場合に、採点表において、各考査項目ごとに加減点を採点し、加減点合計及び評定点を記入した上、記名する。

なお、総括技術評価職員は、法令遵守等の評定点も記入する。

イ 技術検査職員は、技術検査（中間技術検査を含む。）を実施した都度、採点表において、それぞれ各考査項目ごとに当該検査における加減点を採点し、加減点合計及び評定点を記入した上、記名し、これに基づき、評定書のそれぞれの所定の欄に評定点等を記入して当該工事を担当する職員に提出する。

ウ 完成時における技術検査職員は、採点表において、各考査項目ごとに完成時における加減点を採点し、加減点合計及び評定点を記入するとともに、

上記イの評定点を合算して、平均を行い、平均点を算出して評定点計及び評定点合計を記入した上、記名する。

エ 評定書は、完成時の技術検査を実施した際に、技術評価職員、総括技術評価職員及び技術検査職員が、上記ア及びウで作成した採点表に基づき、評定点等を記入し、作成する。

なお、完成時の技術検査以外の技術検査（上記イの検査）においては、評定書の所定の欄以外の作成を要しない。

(3) 評定点の計算方法は以下による。

ア 65点±加減点を評定点とする。

イ 評定点合計は、次のとおりとする。

上記(1)の場合

$$\textcircled{1} \times 0.4 + \textcircled{2} \times 0.2 + \textcircled{4} \times 0.4 + \text{法令遵守等} = \text{評定点合計}$$

上記(2)の場合

$$\textcircled{1} \times 0.4 + \textcircled{2} \times 0.2 + (\textcircled{3} + \textcircled{4}) / n \times 0.4 + \text{法令遵守等} = \text{評定点合計}$$

(注)①は技術評価職員の評定点を、②は総括技術評価職員の評定点を、③は既済部分検査時等の技術検査職員の評定点を、④は完成時の技術検査職員の評定点を、nは技術検査の回数を、それぞれ示す。

ウ 評定点合計は、小数点以下を四捨五入して整数を記入する。

別記様式第4

○○○○○第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

会計事務管理者（注）

[illegible]

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、法務省所管請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | <input type="text"/> ○○○○工事 |
| 2 | 工 期 | <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日～ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 |
| 3 | 完成技術検査年月日 | <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 |
| 4 | 成績評定 | |
| | 評定点合計 | <input type="text"/> ○○点 項目別評定点は、別表のとおり |
| | (修正評定点) | <input type="text"/> ○○点 (評定点を修正したときに記載する。)) |
| 5 | 送付先 | <input type="text"/> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 6 | 手続き等の問い合わせ先 | <input type="text"/> ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ |

(注) 本省契約工事の場合は、「法務省大臣官房施設課長名」とする。

別表

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.3点
	II 配置技術者	／ 4.1点
2 施工状況	I 施工管理	／13.0点
	II 工程管理	／ 8.1点
	III 安全対策	／ 8.8点
	IV 対外関係	／ 3.7点
3 出来形及び出来栄え	I 出来形	／14.9点
	II 品 質	／17.4点
	III 出来栄え	／ 8.5点
4 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 7.3点
5 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.2点
7 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／100.0点

別記様式第 5

○○○○○第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

会計事務管理者

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和〇〇年〇月〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して１０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は法務省工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 ○○○○工事
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先 ○○○○○○○○○○○○○○
- 4 手続き等の問い合わせ先○○○○○○○○○○○○○○○○○○

別記様式第 6

〇〇〇〇〇第 号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

会計事務管理者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和〇〇年〇月〇日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、
法務省工事成績評定審査委員会の審議結果に基づいて、下記のとおり回答しま
す。

記

1 工 事 名 〇〇〇〇工事

2 疑問に対する回答